

# Welfare

[ウェルフェア]

2014

52

特集Ⅰ 「障害保健福祉施策の動向」

特集Ⅱ 「空飛ぶ車いす活動レポート」

## CONTENTS

P2 新年挨拶と日社済の事業

新年挨拶と日社済の事業

P3 障害保健福祉施策の動向

障害児支援の強化を中心として

障害児支援専門官 大西 延英

P8 「空飛ぶ車いす」活動レポート

タイにおける青少年の活動

セネガル共和国への車いす寄贈

P15 福祉の共済コーナー

# 新年挨拶と日社済の事業

公益財団法人日本社会福祉弘済会  
理事長 金田 一郎



日本社会福祉弘済会は、昨年には任意団体設立から40周年、本年は財団法人認可から30周年という節目を迎えました。

その間の歩みには、多くの財団関係者のご尽力、関係福祉団体及び提携会社・ジブラルタ生命のご支援、地域の福祉事業者の皆様のご協力を得、本会創設の意思を踏まえ微力ながらも我が国の社会福祉に貢献できたことは、無上の喜びであります。

政府は、平成13年以降、公益法人制度の抜本的な改革に向けた取り組みを進め、平成18年の通常国会に関連三法案を提出し、成立いたしました。この新制度は平成20年12月1日に施行されました。

本会では新制度移行に当たり、公益認定を目指すと共に定款の変更を行い、我が国にのみ止まる事なく、アジア等との交流にも貢献することになりました。

申請の結果、一昨年（平成24年）の3月に内閣総理大臣より『公益財団法人』の認定を受け、

同年4月1日より「公益財団法人日本社会福祉弘済会」として新たなスタートをいたしました。

新法人では、社会福祉関係者等に係る研修・研究事業に助成等を行うとともに、将来の福祉社会の担い手である青少年の社会貢献活動や国際交流等の支援にも力を入れております。ウェルフェア（日社済ニュース）52号には高校生・大学生が社会貢献としての活動である「空飛ぶ車いす」の特集記事も掲載しております。

また、少子・高齢化の社会の進展の中で、国は介護職の基礎資格を「介護福祉士」とする方向を示しており、本会ではこのような国家資格のための資格取得についての支援を実施しております。

今後とも福祉スタッフの応援団としての事業展開を目指し、社会にお役に立って参りたいと思っておりますので、どうぞご支援ご協力の程よろしくお願い申し上げます。



◆日社済は「社会福祉施設等社会福祉事業に従事する者等に係わる研修・研究事業その他社会福祉に関する諸活動に対して助成等を行い、もって我が国及びアジア等の社会福祉の向上に寄与すること」を事業目的にしています。

本会は、4つの公益事業と会員向け事業である共益事業を中心に活動しています。

詳しくは、日社済ホームページをご覧ください。  
<http://www.nisshasai.jp>

# 障害保健福祉施策の動向

## 障害児支援の強化を中心として

### 第一 障害者総合支援法の成立

平成22年4月に、内閣府に設置された障がい者制度改革推進会議の下に障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が設けられ、同部会は平成23年8月に「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言―新法の制定を目指して―」（骨格提言）を取りまとめました。

また、この間、利用者負担を応能負担とすることを盛り込んだ「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すための関係法律の整備に関する法律」が平成22年12月3日に成立し、平成24年4月から全面施行されました。

障害者総合福祉法が制定されるまでの、いわゆる「つなぎ法」と呼ばれるものです。

さらに、障害者基本法の一部を改正する法律が平成23年7月29日に成立し、同年8月5日から施行されました。

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が取りまとめた骨格提言や、改正障害者基本法等を踏まえ、平成24年3月13日に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」が閣議決

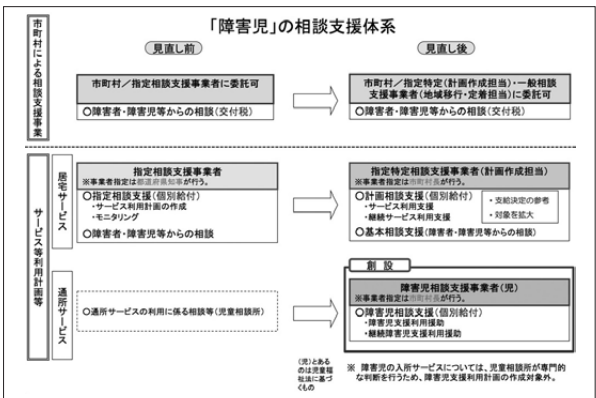
定、国会へ提出され、いわゆる「障害者総合支援法」が成立し6月27日に公布されました。

この法律では、平成25年4月1日から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障害者の定義に難病等を追加し、平成26年4月1日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの二元化などが実施されます。

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要	
<p>障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。</p>	
1. 趣旨	<p>（平成24年6月20日 成立、同6月27日 公布）</p> <p>障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。</p>
2. 概要	<p>1. 障がい者自立支援法を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。</p> <p>2. 基本理念 法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の増進及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として掲げる。</p> <p>3. 障害者の範囲（障害者の範囲も同様に対応。） 「制度の骨格」を定めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。</p> <p>4. 障害支援区分の創設 「障害支援区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる障壁の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。 ※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われよう。区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。</p>
3. 施行期日	平成25年4月1日（ただし、4.及び5.①～③については、平成26年4月1日）
4. 検討規定（障害者施策名脱離の趣旨に鑑み、法の施行後3年を目途として、以下について検討）	<p>① 当該法律を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方</p> <p>② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方</p> <p>③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用促進の在り方</p> <p>④ 平成25年度等を行う者の派遣その他の視覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方</p> <p>⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方 ※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。</p>
5. 障害者に対する支援	<p>① 重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者等であっても常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする）</p> <p>② 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化</p> <p>③ 地域移行支援の対象拡大（地域における生活に移行するための重点的な支援を必要とする者として厚生労働省令で定めるもの）の追加</p> <p>④ 地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）</p>
6. サービス基盤の計画的整備	<p>① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定</p> <p>② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化</p> <p>③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化</p> <p>④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化する上、当該事業の実施を明確化</p>

【資料1】「障害者総合支援法」の概要

市町村は、当該計画案を勘案して支援やサービスの支給要否決定を行うこととなりま



【資料2】「障害児」の相談支援体系

### 1 相談支援の充実

平成24年4月から、支援やサービスを利用するすべての障害児に対し、原則として「障害児支援利用計画」を作成することとなりました。

### 第二 改正児童福祉法の施行

（平成24年4月1日）

厚生労働省

社会・援護局 障害保健福祉部

障害福祉課 障害児・発達障害者支援室

障害児支援専門官

大西延英

した支援を提供すること、障害児とその家族の地域生活を支える観点から、福祉分野だけでなく、教育や医療等の関連分野に跨る個々のニーズを反映させることが重要です。

特に学齢期においては、障害児支援利用計画等と学校等で作成する個別の教育支援計画等の内容との連動が必要であり、特段の配慮を厚生労働省と文部科学省による連名通知でお願いしているところ。

## 2 障害児支援の強化について

**障害児支援の強化～児童福祉法改正のポイント～**

○ 障害のある児童が身近な地域で適切な支援が受けられるようにするとともに、併せて、年齢や障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図る。

- **障害児施設の一元化**  
障害種別で分かれている現行の障害児施設を、通所による支援を「障害児通所支援（児童発達支援等）」、入所による支援を「障害児入所支援（障害児入所施設）」にそれぞれ一元化
- **障害児通所支援の実施主体を市町村へ移行**  
通所サービスの実施主体は身近な市町村に変更。これにより障害者自立支援法の居宅サービスと通所サービスの一体的な提供が可能。
- **放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設**  
学齢児を対象としたサービスを創設し、放課後支援を充実。また、障害があっても保育所等の利用ができるよう訪問サービスを創設。
- **在園期間の延長措置の見直し**  
18歳以上の障害児施設入所者に対し自立支援法に基づく障害福祉サービスを提供し、年齢に応じた適切な支援を提供。  
\* 現に入所していた者が退所させられないようにする。

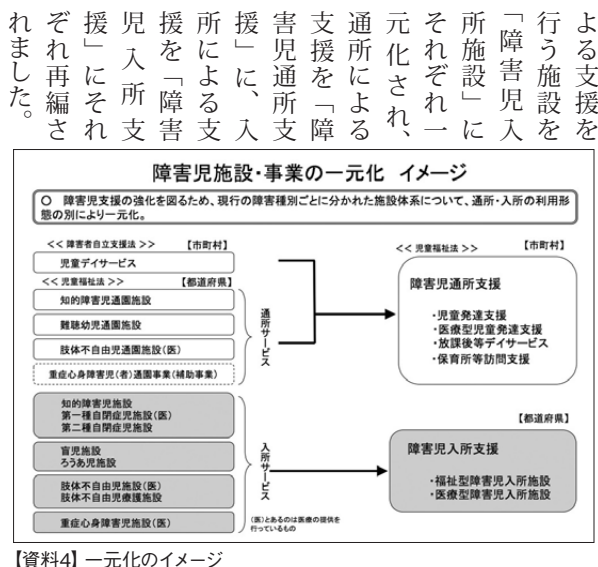
【資料3】 障害児支援の強化

(1) 障害児に関する定義の見直し  
平成24年4月から児童福祉法第四条第二項に規定する障害児の定義が見直され、これまでの「身体に障害のある児童及び知的障害のある児童」に加え、「精神に障害のある児童（発達障害者支援法

第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）」を追加し、発達障害児についても障害児支援の対象として児童福祉法に明確に位置づけられました。

### (2) 障害児施設の一元化

障害児施設の施設体系は、これまでは知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設の障害種別で分かれていたが、平成24年4月から、身近な地域で支援を受けられるようにするため、障害児施設体系については、通所による支援を行う施設を「児童発達支援センター」に、入所による支援を行う施設を「障害児入所施設」にそれぞれ一元化され、通所による支援を「障害児通所支援」に、入所による支援を「障害児入所支援」にそれぞれ再編されました。



【資料4】 一元化のイメージ

### (3) 障害児の通所による支援の見直し

障害児通所支援として、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援が創設されました。これらの障害児通所支援を行う事業が障害児通所支援事業となります。

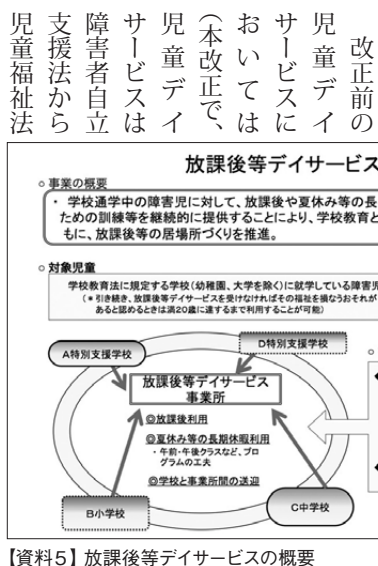
障害児の入所による支援は、引き続き児童相談所を中心とした体系の決定となりますが、障害児の通所による支援は、平成24年4月から、これまでの都道府県から市町村が決定主体となりました。

### (4) 放課後等デイサービスの創設

学齢期における障害児の放課後等支援の強化を図るため、障害児通所支援の一つとして、平成24年4月から「放課後等デイサービス」が創設されました。

放課後等デイサービスの対象は、児童福祉法では、「学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児」とされ、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行うこととしています。

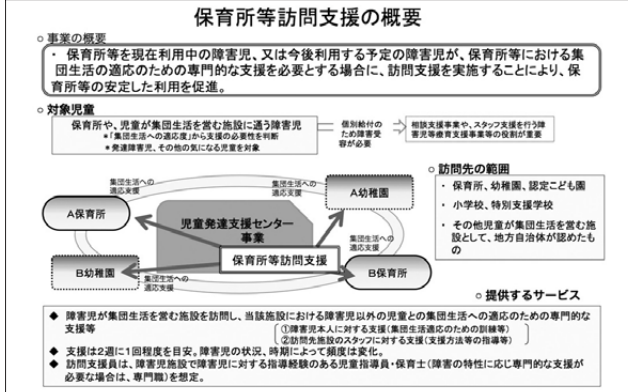
放課後等デイサービスの利用は、学校教育との時間的な連続性があることから、必要な連携を図るよう厚生労働省と文部科学省の連名により通知していただくとともに、改正前の児童デイサービスにおいては（本改正で、児童デイサービスは障害者自立支援法から児童福祉法



【資料5】 放課後等デイサービスの概要



訪問先として、保育所や幼稚園、認定こども園などの就学前の子どもが通う施設のほか、就学後であつても就学前の支援方法を引き継ぐなど円滑な移行を図る必要がある等の



【資料6】 保育所等訪問支援の概要

へ通所支援の一部として規定されました。送迎は自宅と事業所間のみが報酬の送迎加算の対象としており、特別支援学校等と児童デイサービス事業所間の送迎は加算の対象とはなっていないとされています。

放課後等デイサービスの創設に伴い、平成24年4月から、特別支援学校等と放課後等デイサービス事業所間の送迎を新たに加算の対象とすることとなりました。

(5) 保育所等訪問支援の創設

保育所等における集団生活への適応支援を図るため、障害児通所支援の一つとして、平成24年4月から「保育所等訪問支援」が創設されました。この支援は、訪問支援員(障害児の支援に相当の知識・技術及び経験のある児童指導員・保育士、機能訓練担当職員等)が保育所等を定期的に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行うものです。

場合には小学校や特別支援学校への訪問を行います。支援内容は、

- ① 障害児本人に対する支援(集団適応のための必要な訓練等)
- ② 訪問先施設の職員に対する支援(支援方法等に関する情報共有や指導等)

この支援が効果的に行われるためには、保育所等訪問支援の訪問先施設の理解と協力が不可欠であり、該当する障害児の状況の把握や支援方法等について、訪問先施設と保育所等訪問支援事業所、保護者との間で情報共有するとともに、十分調整した上で、必要な対応がなされることが重要となっています。

(6) 個別支援計画の作成

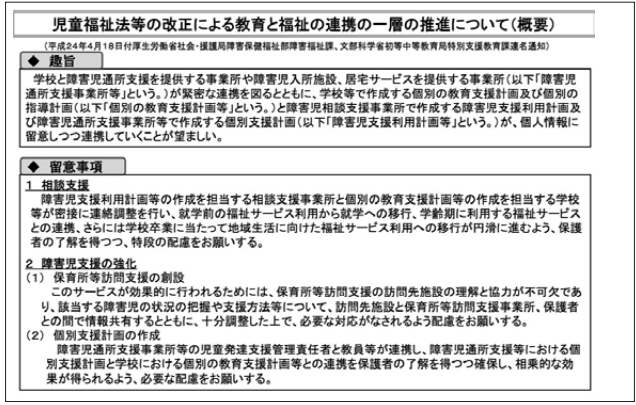
障害児通所支援事業所等における計画的な支援と質の向上を図るため、障害児通所支援事業所等に個別支援計画を作成する等を役割とする児童発達支援管理責任者を配置することが義務付けられました。

これにより障害児通所支援事業所等を利用するすべての障害児に対し、利用者及びその家族のニーズ等を反映させた障害児入所支援及び障害児通所支援に係る個別支援計画を作成し、効果的かつ適切に障害児支援を行うとともに、支援に関する客観的評価を行うこととなります。

学齢期の障害児が障害児通所支援事業所等を利用して利用する場合も想定されることから、障害児通所支援事業所等の児童発達支援管理責任者と教員等が連携し、障害児通所支援等における個別支援計画と学校における個別の教育支援計画等との連携を保護者の了解を得つつ確保し、相乗的な効果が得られるよう、厚生労働省と文部科学省の連名による通知にて、必要な配慮をお願いしているところである。

事業所による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案等の不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と事業運営の適正化を図るため、業務管理体制の整備の義務付け等、児童福祉法において、所用の措置が講じられました。

介護保険法で規定される業務管理体制の整備と同様の措置となります。



【資料7】 福祉と教育の連携概要





障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要		
<p>目的 (平成23年6月17日成立、同月24日施行)</p> <p>障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんじ、障害者に対する虐待の防止、養育者に対する支援等に関する施策を充実し、もって障害者の権利利益の確保を図ることを目的とする。</p>		
<p>定義</p> <p>1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当する困難を伴う状態にあるものをいう(改正後障害者基本法1条1号)。                  2 「障害者虐待」とは、①虐待による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者等による障害者虐待をいう。                  3 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②心理的虐待、③性的虐待、④経済的虐待の5つ。</p>		
<p>虐待防止の趣旨</p> <p>1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。                  2 障害者虐待防止等に係る具体的なスキームを定める。</p>		
<p>養育者による障害者虐待</p> <p>①虐待防止等のための措置を要する</p> <p>②虐待防止等のための措置を要する</p>	<p>障害者福祉施設従事者等による障害者虐待</p> <p>①虐待防止等のための措置を要する</p> <p>②虐待防止等のための措置を要する</p>	<p>使用者による障害者虐待</p> <p>①虐待防止等のための措置を要する</p> <p>②虐待防止等のための措置を要する</p>
<p>その他</p> <p>1 市町村、都道府県の都民又は施設に、障害者虐待防止の窓口となる「市町村障害者虐待防止センター」及び「都道府県障害者虐待防止センター」としての機能を果たさせる。                  2 国は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。                  3 平成24年4月1日から施行する。</p>		

【資料12】「障害者虐待防止法」の概要

この法律は、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等の

### 5 障害者虐待の防止に関する法律

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(23.6.13成立)の概要	
<p>雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支援を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)を定めるとともに、障害者の雇用に係る状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずる。</p>	
<p>1 障害者の権利に関する条約の趣旨に資する対応</p> <p>(1) 障害者に対する差別の禁止                      雇用の分野における障害者を理由とする差別の取扱いを禁止する。                      (2) 合理的配慮の提供義務                      等業主に、障害者が職場で働くに当たっての支援を改善するための措置を講ずることを義務付ける。ただし、当該措置が事業主に対して過度な負担を及ぼすこととなる場合を除く。                      (規定される例)                      ・ 雇い手を利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること                      ・ 知的障害を持つ方に合わせて、口頭だけでなく分かりやすい文章・絵図を用いて説明すること                      ・ (1)(2)については、公務保障の四者で構成される労働政策審議会の意見を聴いて定める「指針」において具体的な事項を挙げる。                      (3) 労務管理・紛争解決援助                      ① 等業主に、(1)(2)に係るその雇用の障害者からの苦情を自主的に解決することを努力義務化。                      ② (1)(2)に係る紛争について、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の特例(紛争調整委員会による調停や都道府県労働局長による勧告等)を整備。</p>	
<p>2 法定雇用率の算定基礎の見直し                      法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える。ただし、施行(H30)後5年間に限り、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることに伴う法定雇用率の引上げ分については、従来の計算式で算定した率よりも低くすることを可能とする。</p>	
<p>3 その他                      障害者の雇用の明確化その他の所要の措置を講ずる。                      施行期日:平成28年4月1日(ただし、2は平成30年4月1日、3(障害者の雇用の明確化)に限る。)は公布日</p>	

【資料11】「改正障害者雇用促進法」の概要

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について	
<p>趣旨</p> <p>〇介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件下にたんの吸引等の行為を実施できることとする。たんの吸引や経管栄養は「行為」と整理されており、従来、一定の条件下に実施可能な施設にのみ認められていた。</p>	
<p>実施可能な行為</p> <p>〇たんの吸引その他の日常生活を営むに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの                      ※ 呼吸器感染症予防策の徹底に資する、診療の補助として、たんの吸引を行うこととを要しないことである。                      ※ 具体的な行為については法令で定める。                      ・ たんの吸引(口内吸引、鼻吸引、気管チューブ内吸引)                      ・ 経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)</p>	<p>登録事業者</p> <p>〇自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録(全ての条件に適合している場合は登録)                      〇登録の要件                      ・ 登録の業務その他の安全かつ適正に実施するための措置                      ・ 具体的な業務については法令で定める                      ・ 従事者の指導監督に必要となる、報告徴収等の規定を要する。                      〇対象となる施設・事業所等の例                      ・ 介護福祉施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入居生活介護等)                      ・ 障害者支援施設等(通所型及びグループホーム等)                      ・ 在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)等)                      ・ 特設支店等                      ※ 当該施設は対象外                      ※ 員 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の施行(平成24年4月1日)</p>
<p>介護職員等の範囲</p> <p>〇介護福祉士                      ※ 具体的な養成カリキュラムは省令で定める                      〇介護福祉士以外の介護職員等                      ※ 一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定                      ※ 研修後引等研修(都道府県又は登録事業者)による研修                      ※ 特定多数の研修 講師の割合(講習・実地研修:1及び2号研修) 特定の研修 講師の割合(講習・実地研修:1及び2号研修)                      ※ 認定証の交付時期は都道府県が登録機関に委任可能</p>	<p>登録修習機関</p> <p>〇たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録(全ての条件に適合している場合は登録)                      〇登録の要件                      ※ 基本研修、実地研修を行うこと                      ※ 医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事                      ※ 研修業務を適正・効果に実施するための基準に適合                      ※ 具体的な要件については省令で定める                      ※ 登録修習機関の修習に必要となる研修の提供、報告、徴収等の規定を要する。</p>

【資料13】たん吸引等の医行為実施の趣旨

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度が確立し、平成24年4月から施行されています。

### 6 社会福祉士及び介護福祉士法

介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件下にたんの吸引等の行為を実施できることとする内容が「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正で規定されました。

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度が確立し、平成24年4月から施行されています。

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度が確立し、平成24年4月から施行されています。

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度が確立し、平成24年4月から施行されています。

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度が確立し、平成24年4月から施行されています。

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度が確立し、平成24年4月から施行されています。

【資料1~14】はいずれも厚生労働省資料です。拡大したものは日社済のホームページでご覧いただけます。  
[www.nisshasai.jp/press.html](http://www.nisshasai.jp/press.html)

発達障害者支援法のねらいと概要		
<p>※平成16年12月 超党派による議員立法により成立                      17年 4月 施行</p>		
<p>I ねらい</p> <p>〇発達障害の定義と発達障害への理解の促進                      〇発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進                      〇発達障害者支援を担当する部門相互の緊密な連携の確保</p>		
<p>II 概要</p> <p>定義：発達障害＝自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現する障害</p>		
<p>就学前(乳幼児期)</p> <p>〇早期の発達支援                      〇乳幼児健診等による早期発見</p>	<p>就学中(学童期等)</p> <p>〇就学時健康診断における発見                      〇適切な教育的支援・支援体制の整備                      〇放課後児童健全育成事業の利用                      〇専門的発達支援</p>	<p>就学後(若壮年期)</p> <p>〇発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保                      〇地域での生活支援                      〇発達障害者の権利擁護</p>
<p>【都道府県】 発達障害者支援センター(相談支援・情報提供等)、専門的な医療機関の確保 等</p>		
<p>【国】 専門的知識を有する人材確保(研修等)、調査研究 等</p>		

【資料14】発達障害者支援法のねらいと概要

# 空飛ぶ車いすプロジェクト・タイレポート

使われなくなった中古車いすを工業高校生たちが修理して、海外の人たちにプレゼント活動を続けている「空飛ぶ車いす学校グループ（24都道府県68校）」。  
2013年の活動から、タイでのレポートをお届けいたします。

## こころを繋げる車いす in タイ

新潟医療福祉大学1年生 栗栖 亜実

1日目と2日目は日本から送られてきた車いすを日本・韓国・台湾・タイのボランティア団体の方々と一緒に修理をしました。私は、その車いすの多さに驚きました。それでも、今回ここに集まった車いすは、日本で使われなくなった車いすのほんの一部なのだろうと思いました。修理したら使えるにも関わらず捨てられる車いすをこの活動を広める事で一台でも無くしていきたいと思いました。修理自体は1人1人真剣かつ和やかな雰囲気で行われました。困っていると近くの人が大丈夫か？と自然に声がかかって一緒に悩んでくれました。トラックに詰め込む作業の時は激しいスコールに見舞われたりもしました。車いすはバケツリレーのような形でトラックへと運ばれました。びしょ濡れになりながら、車いすを必要としている人のもとへ届けようと必死でした。私もその中の

一人でしたが、顔もどんな人かも分からない相手にみんながこんなにも必死だと思うと感動をおぼえました。

3日目は実際に施設に行き、修理した車いすを必要としている方々に一人ずつ調節し渡す活動も行いました。1人目の調節をしたとき私は困惑しました。日本から送られてきたこの車いすは、日本人の体に合うように作られていることから、どう調節しても足の長く胸が短いタイの方は足の部分は足りないし、肘置きは高すぎたのです。日本だとそういった場合、座面に厚みのあるクッションを調達し敷きますが、クッションといったものが調達することが出来ない状態に



車いすの調整作業

いました。こうすればいい、というやり方を知っていてもすぐに実行できないことが歯痒く、申し訳ないと感じました。結局、利用者さんに家に帰ってタオルなどを敷いてもらうように頼みました。そして、その人と一緒に写真を撮るようになりました。その時、付添いで一緒に来ていた方が自分の持っている携帯でも写真を撮ってほしいとお願いされ、その方が笑顔で私の肩を向こうから組んでくれたのです。すごく嬉しく、あの時の笑顔は忘れることはないと思います。また、出来ないことがあるのは申し訳ないけれど、自分が今ここで出来ることを全部やりきろうと思いました。その後、全員の車いす調節と贈呈が終わったので実際に車いすを贈呈した利用者さんのお宅に訪問させていただきました。段差は沢山あり、操作を誤ったら大けがをしてしまうような大きな穴もありました。このような環境で今日私が見た利用者さんは怪我もせずに過ごせていけるのだろうか？と心配になりました。体にあつた車いすも勿論必要だが、利用者さんの環境にあった車いすでないという意味がないということをしみじみ感じました。これから



もつと現地の言葉、利用者さんの事、車いすの事を知る事が必要だと思いました。

今回のプロジェクトを終えて、空飛ぶ車いすという活動がいかに重要とされているかを肌で感じる事ができました。正直、今までは車いすの修理をしていてネジ一本一本そんなに意識したことはありませんでした。でも、その一本一本が利用者さんと私達の心を繋げているのだな、と思いました。また、心を繋げるような車いすにしていこうとが私たちの使命だと思いました。だから、これからどんな修理も手を抜かないことは勿論、どうやったら利用者さんの笑顔に出会えるかをワクワクしながら考えて修理していこうと思います。

## タイで出会った人

新潟医療福祉大学2年生 佐藤 駿一

今回のタイでの活動は私にとって初めての海外その初めての海外での活動の中で更に初めての作業であった車いすの適合。これまで実際に利用者さんを目の前にして適合を行うことはなかったのですが、「これでいいのかな？」というように確信の持てないまま利用者さんと向き合うこととなってし



タイで出会った男性と

まった。

私が最初に担当した利用者さんは50歳位の男性だった。話を聞くと、腰椎損傷による下肢麻痺とのこと。身体状況を確認し適合を行った。自分の中で確信の持てなかった適合であったが、男性は笑顔を見せて、とても喜んだ様子だった。手を合わせて「コップクラツ」と言っていた。自分が思っていたよりもずっと喜んでいただくことができた。この男性の笑顔は今後ずっと忘れないうし、この嬉しさは今後生きていく上で大きな財産となるだろう。

一人目の男性に喜んでもらったことで自信をつけた私は、その後4人の利用者さんに車いすの適合を行った。みんながみんな一人目の男性のようにうまくいったわけではなく、実際に患者さんに適合させないとその人に合っているかどうかは分からないし、重度の方に関しては、必要だと思っただけに大人用のリクライニング車いすが見つからず、小児用で代用する場面もあった。

タイでの活動において、タイ国内の車いす事情を大分知ることができた。病院にあった車いすを見ると、金属でできた大きな車いすがある。どの利用者さんも、病院にある車いすは大きすぎて姿勢が悪くなるし、座面が固く辛そうだった。それを踏まえてさらに多くの車いすをさらに多くの必要としている人たちに届けたいと思った。

今回、タイで出会った人々、一緒にボランティアを行った方々には本当に感謝している。また、同じ日本人ボランティアとして行った皆さん、韓国台湾の方々、このプロジェクトで関わった人たちがみんなが自分にとっていい刺激となった。今後の活動でもより良い車いすを利用者に届けるつもりだ。

## 全てが新鮮な

### 「空飛ぶ車いす」プロジェクト

新潟医療福祉大学1年生 山口 泰平

私は今回のプロジェクトに参加することによって、プロジェクトの目的とFWSの具体的な活動、今後どうしていけば良いのかということについて知ることができた。プロジェクトでの個人目標は、「素早い修理と分かりやすい説明。楽しくコミュニケーションをとる」です。四か国が今回集まるということ、私自信としては特にコミュニケーションの部分で大きな不安があった。

プロジェクト前半は修理が主で、他の国の人と作業をすることになった。私の不安だった「コミュニケーションをとる」というテーマに対して、作業スピードは多少遅くなりましたが、簡単な言葉やジェスチャーなどを用いてコミュニケーションを取ることができた。同時にコミュニケーションをとる、と言う事が改善でき修理作業の後半では、息を合わせ作業の動きに無駄なく正確な修理作業で効率を向上させることができた。夕食時も互いの国の文化や簡単な言葉などを教え合い、私をとっても成長させた前半でした。後半は、車いすを必要とする方々に、修理した車い



フィッティングの作業

すを届けました。今までより深いコミュニケーションを必要とするのに対し、プロジェクト前半でコミュニケーションの取り方が少しわかり楽な気持ちでスタートすることができた。しかし本番は、「この人はどういった理由で車いすがほしいのだろうか」「どんな環境の中で暮らしているのか」と言ったことを質問できず聞き取れずにいました。作業に必要なこと以外も聞いてみたかったです。私自身の中ではジェスチャーで少しは理解したものの、的確な説明ができず不完全燃焼でありました。ですが車いすを手にした方はとても笑顔で、大きな達成感を頂けた。またどれだけ現地の方々に車いすが必要なのかがよくわかった。

今回のプロジェクトを終え、車いすを必要としている方々に聞きたい質問をしたり聴いたりできずにいた。ですが「今までどれだけ痛い思いをしてきたのか」と言ったことは私なりに少し理解することができた。好みの車いすに座った時、フィッティングをして座りやすくなった時自然と笑顔が出て、この活動の素晴らしさを身をもって感じた。同時に以前佐々木さんがおっしゃった「私たちができることはほんの些細なことしかできません。どれだけ頑張ってもその方の人生を大きく変えることはむずかしいですよ。」と申したことを思い出し、私はすぐに分かります。心の中の疑問がなくなりました。

私は「ボランティアという立場でありながらこれだけができるのはすごいことだ」と言った大きな気持ちで本音です。

ですが私自身改善する場所もいくつもあり、まだまだ私が伸びていける場所もあるの伸びし車いすを必要としている方に修理した車いすを届けば少しでも良い方向に向かってくれることだと思います。

## 笑顔で伝わる思い

新潟医療福祉大学1年生 上村 佳世

今回の活動は私の人生で最も大切なもののひとつになりました。不安が大半を占める中、この活動に参加しましたが、素敵な出会いがあり、本当に素晴らしい経験をすることができました。

特に印象に残っているのは、カンチャナブリの病院で車いすの適合を行ったことです。そこでの言語はタイ語でも日本語、英語でもなく、ジェスチャーでした。利用者さんに車いすを提供する際言葉が通じないので、私たちは症状を目で見て判断していましたが、利用者さんは一生懸命ジェスチャーで症状を教えてくださいました。損傷のある部分を指して動かないことを教えてくださいました。親指を立ててくださったりしました。ジェスチャーによって目で見るだけでは判断しにくい情報も得ることができました。利用者さんや病院の方、介助者の方が一生懸命伝えようとしてくださるので、私もそれに応えようと適合させていたただきました。目に焼



利用者さんや介助者の方の笑顔

き付いているのは、みなさんの笑顔です。車いすは移動ができなかったり、家から出られなかったりする方々の足になります。車いすによって活動範囲が広がり生活の幅も広がります。みなさんの笑顔はそのことを心から喜んでくださっていました。笑顔を見て、私も涙が出ました。私たちが修理した車いすを、こんなにも喜んでくださっている。この笑顔のために頑張ってきたのだと実感しました。この笑顔にまた出会うために、もっと頑張ろうと思いましたし、ずっと続けていこうと思いました。

私は義肢装具士になりたいと本学に入学しました。義肢装具士の仕事についてこの半年間学んできましたが、まだまだその仕事について想像しか出来ない部分がありました。今回このような経験をして、困っている人を助けること、人に感謝してもらえ、義肢装具士の仕事の根源にあるもので、まだ授業で習っていない大切なことを感じるようになりました。今回の活動で感じた思い、出会った人々の笑顔、涙、また失敗をして注意されたこと、みんなが助けてくれたこと、この全ては生涯忘れることのできない大切なものになりました。感謝の気持ちを忘れず、これらの宝物を胸に、今後の活動や勉強に励みます。

## 現地で学んだ車いすの大切さ

新潟医療福祉大学2年生 静 悦嗣

私が、成長できた部分は空飛ぶ車いすの活動をより実感できたことである。私はサークル活動では





大事な点検・整備

県内までしか参加したことがなく、タイの修理会は人と触れ合えたことが大きかった。初めての土地で初めて会った人たちと協力し、車いすを必要とする方々のために活動することはとてもやりがいを感じられ、人と人とのつながりは素晴らしいものだと感じられた。そして、車いすを必要とする方々と交流し車いすのフィッティングを行なったことは貴重な体験であった。車いすを必要とする方と触れ合うことで空飛ぶ車いす活動にさらに実感が湧き、今まで以上に車いすの修理を使用する方のことを考えなければならぬと思った。自分たちの修理した車いすで使用者の人生も変えることができると考えさせられた。その分、責任も背負わないといけないので、点検・整備をもっと行い安全に使っていただけるようにしなければならぬ。

活動に参加できたことで新しい修理法が学べ、車いすの修理技術だけでなく知識も身についた。自分だけでなくFWS全体も空飛ぶ車いすプロジェクトを成功させるために日に日に成長していくことも感じられた。しかし、これで満足せずに学んだことや反省を次に生かしていかなければならない。空飛ぶ車いすの活動を活発にしていきたい、自分やFWSも成長していきたい。

## 自分が変わった一言

新潟医療福祉大学1年生 石川 由佳子

「コープクウンカー」私はたった一言を聞いてこのプロジェクトに参加してよかったと心から思いました。

その日がこんなにも自分の中で影響を与える日だとは思いませんでした。初めての経験で不安と緊張でいっぱい、1人ひとりがしつかりしなければいけないのに自信なんて持ってませんでした。しかし、弱音をはく暇すらなくフィッティングは始まりました。私は高校生と2人ペアで4人に車イスを渡しました。通訳さんなしでちゃんとしたことは伝えられずジェスチャーだけでは難しい場面が何回もありました。その時、言葉の壁の大きさをひしひしと感じました。伝えたいのに伝わらない。私自身も手探り状態、焦ってパニックになりました。1人目の方は自分で選んだお気に入りの車イスを受け取りましたが笑顔がみられませんでした。私自身もあつたして笑顔でなかったと思います。OK?と聞くのでさえ作り笑い、苦笑いでした。4人目の方は家族でおいさんの車イスを選びに来たようでした。希望の車イスを探すお手伝いをしてくださり、時間はかかりましたが納得する車イスを見つけたことができました。最後に記念写真を撮った時おじいさんは泣いていました。嬉し泣きとわかったとき正直私は困りました。私は100%の嬉し泣きでコープクウンカーと返せませんでした。なぜなら、納得いく車イスが見つかってタオルを挟んでくださいと声をかけることしかできなかったからです。それな



嬉し泣きのおじいさん

のにおじいさんは泣いて喜んでくれました。ありがとうは言えませんが嬉しかったです。自分の無力さを感じながらもなぜか涙が出てきてしまいました。嬉し泣き80%悔し泣き20%の涙でした。その後、利用者さんの家に訪問し生活の場を見せたいと思いました。その中にフィッティングをさせてもらったおじいさんの家がありました。おじいさんはまた泣いていました。泣かないでくださいと日本語でしか言えませんでした。通訳さんを介してお話をしたとき、おじいさんは一言「コープクウンカー」といつてくれました。たった一言で自分の中の何かが変わった気がしました。ただ目の前にあるから修理する車イス、どんな人が使うかわからないけどとりあえず直すだけでしたが、面と向かって利用者さんの対応をして新しい見方を発見できました。今までは喜んでくれる姿が見えない状態だったけれど、空飛ぶ車いすプロジェクトに参加したら目の前でたくさんの方が笑顔になって、手を合わせて「コープクウンカー」といつてくれました。

帰国後、支援学校で演奏ボランティアを行いました。タイでは車イスという目に見える形のボランティアでしたが、音楽は形として残せるものではないと思います。有難迷惑だったり自己満足で終わ



らないか不安でしたが子供たちを目の前にして演奏すると笑顔でこっちを見てくれる子、ノリノリになって肩を揺らす子、真剣に聞いてくれる子がいました。その後支援学校の先生が「楽しかったですか？」と生徒全員に問いかけると「はい」という声が聞こえました。目に見えないもののボランティアで押し付けになってしまいうかもしれないという不安よりも楽しんでもらえて嬉しいという気持ちが大きかったです。人と人が向き合えば普通はけんかにならないし、楽しみたいと思います。人のためにやってあげるのではなく自分も含めてみんな楽しくなる、嬉しくなるそんな活動をこれからも続けていきたいです。

目の前のことに黙々と取り組み自分が今やるべきことを探す、お互いを高めあうとてもいい環境の中で活動でき、感謝の気持ちでいっぱいです。悔しい、嬉しい、楽しい、辛い。沢山の思いをしましたが、忘れてはいけないことを心にとめて生きていきたいです。空飛ぶ車いすプロジェクトを通じて出会えたみなさまに感謝いたします。私たちが目指している職業も、顔と顔を向き合わせて仕事をします。講義では伝わりきらないことを肌で感じ貴重な経験になりました。タイへ行き少し変わることができました。本当にありがとうございます。

## 目的を共有した人が集まるといふこと

新潟医療福祉大学1年生 川上 裕之

空飛ぶ車いすプロジェクト2013・イン・タイ

という活動では本当に多くの人がたちが共通の目的の為に集まりました。その中には学生のまとめ役となる神奈川工科大学や新潟医療福祉大学と



国境を越え必要な人に届けられた車いす

いった大学生、ボランティアという志を持った新潟工業高校、浮羽工業高校の高校生、他にも韓国、台湾、タイからも「車いすを修理して届ける」という活動の為にさまざまな人々が集まりました。もちろんこの活動を取りまとめて実行するために日本社会福祉弘済会のプロデューサーがあつたからに違いありません。

さて、こんなにも多くの人が集まったにも関わらず全員が協力することができたということには何か理由があるはずだと思います。それは目的をシェアしていたからだだと思います。それぞれの力は小さなものでも同じ向きで集まったら大きな力になるからです。

この大きくまとまった力は車いすが空を飛んで国境を越えそれが必要としている人の下に届くという壮大なことを成し遂げることすらできるのです。今回の活動では私も微力ながらその力の一部になることができたことを光榮に思います。

## 現地ではしか感じることができないこと

新潟医療福祉大学1年生 中野 雅之

8月23日、私たちは日本を立ち空飛ぶ車いすプロジェクトでタイへと向かいました。タイへ行く準備として、車いすを提供していただいていた修理し、学校や施設に訪問を繰り返してタイに持つていく車いすを増やしつづ、自分達の修理技術を高めていきました。そうして迎えたタイ訪問ではプロジェクトメンバーが集まり、修理、梱包、適合を行いました。行動を共にしたメンバーには様々な国の方々がいたので、今回の活動で色々な方々と話すことができました。

1日目、2日目の修理ではとくに韓国チームとは修理方法などを教え合ったりと、よい情報交換をすることができました。そして今回お世話になったタイのコーディネーターの方々には特に適合の時は通訳として活躍してくださり、効率よく適合を行うことができました。

た。しかもつと事前にコーディネーターの方々と打ち合わせなどの会話の機会を増やしてあげば、より良い適合ができたのではないかと課題も残りました。適合



タイの高校生と一緒に講習会

の時に通訳だけをしてもらおうのではなく、外国人である私たちには細かくて聞けないことを聞いてくれる細かい配慮を頼むことが出来たかもしれません。また外国の方々も含め、改めてタイでKWRを中心として修理などで関わった学生、先輩方、先生方も深く関わることができました。特に同じ大学生であるKWRとは毎日ミーティングを行い、反省点を出して改善し、自らの成長に繋いでいました。これによってお互い何でも言い合える良い関係となることができました。適応ではFWSが主となり、事前にFWSが行ったKWRやタイのコーディネーターの方々を含むプロジェクトメンバーに対する適合方法は、メンバー全員がやり方を把握できた良い機会でした。

1日目、2日目に行った車いす修理ではタイの高校生が手伝ってくれました。作業中は楽しく修理をしており、横で修理している私も心地が良かったです。2日目にはタイの高校生の講習会をKWRが主催し、言葉は通じないものの、ジェスチャーで説明していたが通じていたようで皆さん一生懸命に行ってくれました。修理会終了後の閉会式ではKWRが工具セットを贈呈し、タイの高校生の代表者は、「この技術を周りに広めつつ車いすを修理していきたい。」と話してくれ、いつも修理するだけのサークルだと思っていたがこの時初めてこのプロジェクトの本體を知った気がしました。

3日目には病院に訪問し、直接利用者の方々を適合を行いました。適合を行っていると、泣いて喜んで受け取ってくださる方が多く、家に招待すると言って下さった方もいらっしゃいました。そうした利用者さんの対応が嬉しくてもらい泣きしてしまいそうになり、こらえるので大変だったのを今でも覚えていいます。話を聞くと日本では考えられないよう

なことがタイでは日常的に起こっていることを知りました。車いすを知らない方も親身に使い方などを覚えて下さり、印象が強く残ることばかりでした。今回タイに行つて普段の活動では知ることのできない利用者の方々との顔を直接見たことはこれからの活動にもこれからの人生にも忘れることのない出来事でした。そして、普段の活動でも忘れないことと今まで以上に熱の入った活動をする事ができると思います。これからもこのプロジェクトに参加して、利用者の方々のために活動していきたいです。

## 車いすが人と国をつなぐ

新潟医療福祉大学1年生 天井 仁美

8月23日〜28日にかけて空飛ぶ車いすプロジェクトとしてタイ王国を訪問しました。タイは車いすがあまり普及しておらず、必要としている数が多いというのが現状であります。車いすは利用者の人生を変える道具であり、大切な足なのです。私たちはその足を担い、利用者のもとへ届けてきました。

タイで出会った方で特に印象に残った方が2人います。1人は24日の修理時に参加していた現地のボランティアの女性です。その女性も車いす修理を初めて見るようで、私たちがペアリングを不思議



マカラク病院で利用者に寄贈

そうに見ていました。私が声をかけると「これはなにをやっているんですか？」と聞かれ、ペアリングについて説明をしました。すると「難しそうですね。私もやってみたいです。」とおっしゃり、一緒に作業を行いました。私は車いす修理に興味を持つてくださったこと、初めてタイの方と関われることに嬉しさがあふれました。女性は最終的に綺麗に回るペアリングにし、大変喜んでいました。私も自然と笑顔になれ、共に良い時間を過ごすことができました。

2人目の方はMakaraku病院を訪問した際に出会った女性です。修理をした車いすを寄贈するために病院へ行き、私たちFWSがフィッティング作業を行いました。私が5人目に担当をした女性です。話を聴くと女性は歩けないため外出ができず、少しでもいいから外に出たかったそうです。私は女性を車いすへ移乗させ、フィッティングを終えると「これで外出できるから嬉しい。」とおっしゃいました。私はその言葉を聴き、女性の笑顔を見た瞬間涙が出そうでした。私はこの行いで彼女を笑顔にすることができた、自然にそう思えることがすごく嬉しかったです。私たちの行いがこうやって多くの方から感謝されるという事実を自分の目で確かめられた瞬間でした。

今回のタイでの活動で車いすが全然足りないというところ、もつと多くの方の笑顔を見るためにどうしたらいいのか、など課題を発見することができました。今後はこれらの課題解決を導き出し、車いすを必要とする方々の声に更に耳を傾けていきたいと思えます。修理技術はもちろん、フィッティング技術、国際交流、多くのことが関連されているこのプロジェクトは大変勉強になるため参加して本当によかったです。来年もぜひ参加して今年以上にタイの方の笑顔を見たいです。



# 「セネガル共和国」への車いす寄贈

## 「アフリカに届け！空飛ぶ車いす」

このたびセネガル共和国に車いすを寄贈することになり、この「空飛ぶ車いす活動」に熱心に取り組んでいる「神奈川工科大学 KWR」を同国駐日大使が表敬訪問をして視察されましたので、そのご報告をいたします。

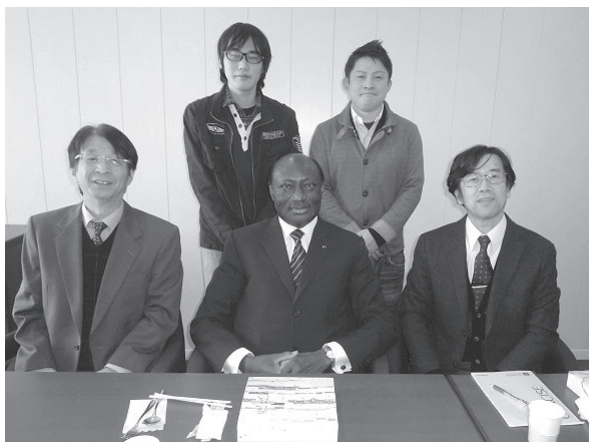
常務理事 森井輝昭

## セネガル大使・神奈川工科大学KWR<sup>※</sup>を訪問 「空飛ぶ車いす」事業の視察

セネガル共和国に車いす30台の寄贈に際し、昨年11月20日(木)にブーナ・セム・デイエフ駐日大使がお礼を兼ね、神奈川工科大学を視察に訪れました。創造工学部・小川教授の研究室で神奈川工科大学の概要の説明を受けたあと、同大学「KAIT工房」で集荷を待っているセネガル共和国に寄贈される車い

すを見学されました。「KAIT工房」には、出張から戻られました同大学小宮学長が見えられましたので、お互い挨拶を交わす事が出来ました。また、車いすを修理・点検している学生をまじえて、KWR(神奈川工科大学車いす修理屋)の東日本大震災・被災地でのボランティア活動などをスライドにて紹介

しました。熱心に質問もされ、空飛ぶ車いす事業の主旨と青少年の活動に感謝して、帰られました。



デイエフ大使を囲んで。前列左:森井常務 前列右:小川教授 後列左:島野さん 後列右:川田さん



大使と学生のディスカッション。右中央はKWR代表の梅原さん 左奥はフランス語通訳の澤村さん



神奈川工科大学「KAIT工房」で記念撮影

※ Kanagawa Institute of Technology Wheel chair Repair



## 謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は格別のご厚情を賜り厚く御礼を申し上げます。

日本社会福祉弘済会様におかれましては、公益財団法人としての歴史的なスタートから2年目の年を迎えられ、この間社会福祉助成事業、介護福祉士資格取得支援事業、空飛ぶ車いす支援事業、アジア福祉助成事業、共益事業を通じ、社会福祉事業の振興と充実に多大なる貢献を果たしてこられましたことに関しまして、心より敬意を表する次第でございます。

弊社も2012年1月に旧AIG エジソン生命およびエイアイジー・スター生命と合併し、おかげさまで3年目を迎え、安定した経営基盤とより強固な財務基盤を構築することができました。これもひとえに日本社会福祉弘済会様はじめ社会福祉事業等に従事されている皆さま方の温かいご理解とご協力の賜物であり、あらためて厚く御礼申し上げます。

引き続き、財務力、収益力の強化に努め、お客さまのご要望にお応えできるサービス体制の構築に向け、全社員一丸となって邁進していく所存でございますので、本年も変わらぬご支援とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

最後に、皆さまのご健勝とご活躍を祈念いたしまして、平成26年の年頭のご挨拶とさせていただきます。



代表取締役社長 兼 CEO

**佐藤 恵**

## 皆様の信頼に応え続ける担当者でありたい 「福祉の共済」のご案内を通して

ジブラルタ生命では地域に根ざした企業であり続けるために、未来を担う子どもたちを応援するプログラムや社員による福祉施設でのボランティア活動など、福祉や教育分野での社会貢献活動に積極的に取り組んでいます。今回は、福岡県で福祉施設や学校を中心に活躍している2名を紹介します。

徳永ライフプラン・コンサルタント(LC)と深川ライフプラン・コンサルタントは、当社で20年以上お客様一人ひとりに最適の保障をお届けすべく活動して参りました。そんな二人が、現在ご訪問させていただいているのは福岡市内の保育園です。きっかけは長年ご支援いただいていた、ある学校の校長先生だといいます。



徳永 政子 シニア・コンサルティング LC  
2013年度 MDRT 成績資格終身会員

保育園の事務長へ就任された元校長先生から園長先生をご紹介いただいたのが、保育園へご訪問させていただききっかけでした。

このご縁で園長先生をはじめ多くの保育士の方と出会うことができました。仕事柄、全職員の方が一同にお集まりいただくのは難しいのですが、園長先生の計らいで日社済の事業説明会を開催させていただき『福祉の共済』をはじめとした様々な事業・取り組みをご理解いただき、また皆様の仕事やご家族に対する想いにも触れることができました。

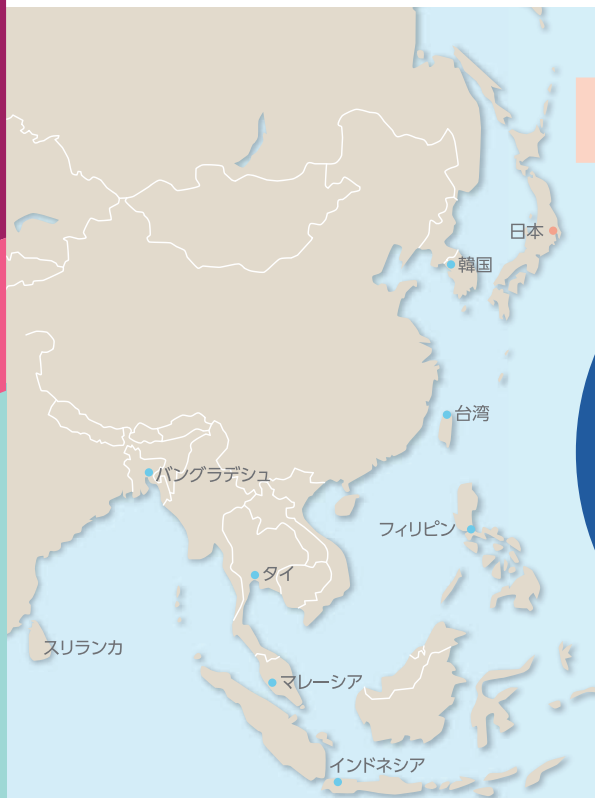
私たちは『福祉の共済』の担当者として、皆様の仕事やご家族に対する想いに少しでもお役に立てるよう日々精進し、このご縁を大切に参ります。



深川 美智子 シニア LC

ジブラルタ生命では、お客様の信頼にお応えできるよう今後とも一丸となって邁進させていただきます。「公益財団法人 日本社会福祉弘済会」はジブラルタ生命と提携し「福祉の共済」を推進しています。

# 「空飛ぶ車いす」は、日本で使われなくなった車いすを 日本の工業高校生が修理・再生して アジアに贈るボランティア活動です。



「空飛ぶ車いす」は、  
多くのボランティアに支えられています。

## 修理 ボランティア

工業高校のクラブ活動や有志、  
生徒会などで車いすの  
修理を行います。

## はがき収集 ボランティア

全国の「はがき収集ボランティア」から  
届けられた「書き損じはがき」を切手  
に交換し、さらに企業等の協力により  
切手を現金化して“バンクしないタイ  
ヤの購入費用”や“工業高校から  
国際空港までの車いす輸送費用”に  
充てています。

## 輸送 ボランティア

ビジネスや観光などで  
アジア各国を訪問する際に、  
搭乗機手荷物として  
運びます。

## いつでも、誰でも「はがき1枚」から参加できるボランティア活動。

### 参加要項

#### 対象

#### 「未使用、書き損じの官製はがき&未使用切手」

- 年賀状、暑中見舞いなどで宛名を間違えて  
投函しなかった「官製はがき」
- 転居通知などで余分に印刷して  
使用しなかった「官製はがき」
- 会議、会合の案内や出席通知などで  
投函しなかった「官製はがき」など
- 趣味で集めた記念切手や記念シートなど

#### 期間

はがき収集は年間を通じて随時実施。  
いつでも、何枚でも受け付けています。

#### 送付 方法

送料は「元払い」をお願いいたします。お送りい  
ただくはがきの枚数を数える必要はありません。  
●ご協力者の氏名、連絡先の明記をお願いいたします。

お問い合わせ・  
はがき送付先

公益財団法人  
**日本社会福祉弘済会**

〒130-0022 東京都墨田区江東橋4-24-3  
URL ▶ <http://www.nisshasai.jp/soratobu/index.html>  
TEL.03-3846-2172 FAX.03-3846-2185